

※ 利用者負担金は、原則として 1 割 (一定以上の所得のある方は 2 割または 3 割) の額となります。お手元の『介護保険負担割合証』をご確認ください。

令和3年4月1日現在

○介護保険給付サービス利用料金

●短期入所生活介護 (単独型)

項目 (1日につき)	利用者負担 割合別			
	自己負担 1 割	自己負担 2 割	自己負担 3 割	
基本	要介護 1	638 円	1,276 円	1,914 円
	要介護 2	707 円	1,414 円	2,121 円
	要介護 3	778 円	1,556 円	2,334 円
	要介護 4	847 円	1,694 円	2,541 円
	要介護 5	916 円	1,832 円	2,748 円
加算・減算	機能訓練指導体制加算	12 円	24 円	36 円
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 円	36 円	54 円
	送迎加算(片道)	184 円	368 円	552 円
	長期利用者に対する減算	- 30 円	- 60 円	- 90 円
	緊急短期入所受入加算	90 円	180 円	270 円
	若年性認知症利用者受入加算	120 円	240 円	360 円
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数の	8.3%	左記額の 1 割 もしくは 2 割 又は 3 割負担分に加算
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		2.7%	

●介護予防短期入所生活介護 (単独型)

項目 (1日につき)	利用者負担 割合別			
	自己負担 1 割	自己負担 2 割	自己負担 3 割	
基本	要支援 1	474 円	948 円	1,422 円
	要支援 2	589 円	1,178 円	1,767 円
加算	機能訓練指導体制加算	12 円	24 円	36 円
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 円	36 円	54 円
	送迎加算(片道)	184 円	368 円	552 円
	若年性認知症利用者受入加算	120 円	240 円	360 円
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数の	8.3%	左記額の 1 割 もしくは 2 割 又は 3 割負担分に加算
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		2.7%	

○介護保険給付外サービス

項目 (1日につき)	食費	滞在費		
		個室	多床室	
負担限度額	4 段階	1,600 円	1,500 円	1,000 円
	3 段階	650 円	820 円	370 円
	2 段階	390 円	420 円	
	1 段階	300 円	320 円	0 円
・ 日常生活に関わる費用 実費 ・ テレビ貸出料(1日につき) 100 円 (非課税) ・ 理美容代(カットのみ) 1,980 円 (消費税込) ※要予約 ・ 理美容代(顔剃り込) 2,475 円 (消費税込) ※要予約				

※ 食費は1日1,600円(朝食350円、昼食700円(おやつ代110円含む)、夕食550円)

※ 食費、滞在費、テレビ貸出料は『非課税』となります。

短期入所（障害）新発田ふれあいの杜 ご利用料金

※1. 利用者負担金は、原則として1割の額となります。

※2. 1ヶ月あたりのサービス利用にかかる1割の定率負担額については、所得(世帯の収入状況)に応じて、下表のとおり4区分の月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

令和3年4月1日現在

○障害福祉サービス利用料金

●福祉型短期入所サービス（Ⅰ）

項 目 (1日につき)		利用者負担額		
基本	区分 1 及び 2	498 円		
	区分 3	570 円		
	区分 4	634 円		
	区分 5	767 円		
	区分 6	903 円		
	加算	短期利用加算	30 円	
栄養士配置加算		22 円		
食事提供体制加算		48 円		
送迎加算(片道)		186 円		
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		総単位数の	8.6%	左記額の1割負担分に加算
福祉・介護職員等特定処遇改善加算			2.1%	

●定率負担額に関する月額上限

所得区分 (1月あたり)	負担上限額	世帯の収入状況
生活保護	0 円	生活保護受給世帯
低所得 1 及び 2	0 円	市町村民税非課税世帯
一般 1	9,300 円	市町村民税課税で所得割16万円未満(障害者)
	4,600 円	市町村民税課税で所得割28万円未満(障害児)
一般 2	37,200 円	上記以外

○障害福祉給付外サービス

項 目 (1日につき)	利用者負担金	・日常生活に関わる費用 実費
滞在費(個室)	1,500 円	・テレビ貸出料(1日につき) 100 円
滞在費(多床室)	1,000 円	・理美容代(カットのみ) 1,980 円 (消費税込) ※要予約
食費	1,600 円	・理美容代(顔剃り込) 2,475 円 (消費税込) ※要予約
		1日1,600円(朝食350円、昼食700円(おやつ代110円含む)、夕食550円)

※ 滞在費、食費、テレビ貸出料は『非課税』となります。

日中一時支援事業（障害）新発田ふれあいの杜 ご利用料金

- ※1. 利用者負担金は、原則として 1 割の額となります。
 ※2. 1 ヶ月あたりのサービス利用にかかる 1 割の定率負担額については、所得(世帯の収入状況)に応じて、下表のとおり 4 区分の月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

令和3年4月1日現在

●日中一時支援事業の利用料（18歳未満）

項 目 (1日につき)		利用者負担額
基 本	区分 1	124 円
	区分 2	150 円
	区分 3	192 円
	重度心身障害児	676 円

●定率負担額に関する月額上限

所得区分 (1月あたり)	負担上限額	世帯の収入状況
生活保護	0 円	生活保護受給世帯
低所得 1 及び 2	0 円	市町村民税非課税世帯
一般 1	9,300 円	市町村民税課税で所得割16万円未満(障害者)
	4,600 円	市町村民税課税で所得割28万円未満(障害児)
一般 2	37,200 円	上記以外